平成２９年（フ）第３５号
兵庫県小野市敷地町1572番地の１　リーガルハウス小野１―103
債務者　塩田桜々子（旧姓森内）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第４８号
岡山県津山市院庄910番地１　ハイコーポM303号室、前住所兵庫県宍粟市千種町千草104番地
債務者　小倉　勉
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１７２号
香川県高松市東ハゼ町12番地７　合田第５ビル601
債務者　石山　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４１号
長崎県長崎市西琴平町14番18号　エクセレンスルミネⅡ104号
債務者　森田　真二
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
長崎県長崎市界２丁目11番20―309号
債務者　御堂ミチ子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
長崎県長崎市青山町13番43号　青山マンション406、旧住所長崎県長崎市青山町４番19―102号
債務者　濵辺　静子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９０号
大阪府東大阪市額田町３番17号
債務者　布留川浩二
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９１号
大阪府東大阪市額田町３番17号
債務者　布留川しのぶ
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３４号
東京都江東区亀戸８丁目９―８―502
債務者　坂本　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４１号
東京都豊島区目白５丁目４―１―504
債務者　萩原　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４９号
東京都台東区浅草５丁目11―１―401
債務者　久保田照代
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５５５号
東京都調布市上石原２丁目21―４―201
債務者　伊藤　一也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６２号
東京都西東京市芝久保町５丁目４―46―１―803
債務者　齋藤　香一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６３号
東京都大田区仲池上２丁目15―10―101
債務者　瀬戸　宗一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６６号
東京都練馬区石神井町３丁目30―29―303
債務者　辻　好江
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６７号
東京都足立区千住桜木２丁目15―２―219
債務者　渡辺　学
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部